平成２２年（フ）第６８４３号
大阪府八尾市北本町４丁目９番19号
債務者　天野　美紀
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４９号
大阪府東大阪市池島町１丁目６番45号
債務者　坂井　好美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６５号
大阪府豊中市服部寿町１丁目９番10―301号
債務者　岡村　彦一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６７号
大阪市東住吉区杭全３丁目６番20号　ＢＲＩＧＨＴＥＮ　ＣＯＵＲＴ　106号
債務者　梶原　厳惣
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８７４号
大阪市東淀川区豊里２丁目９番25号　ロイヤルハイツ豊里Ａ103号
債務者　島田　輝之
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８７６号
大阪市都島区網島町14番８―407号
債務者　中瀬マサ子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８７８号
大阪府東大阪市岩田町４丁目３番46―908号
債務者　武本　朋代（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８８１号
大阪市北区大淀中３丁目13番１号　第二新東ビル301号室
債務者　鷲北　勝利
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８８４号
大阪府豊中市柴原町５丁目12番20号
債務者　河合千架子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８８８号
大阪府八尾市小阪合町３丁目８番27―405号
債務者　時岡　真美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８９２号
大阪市平野区長吉出戸２丁目17番４―504号
債務者　小野　道子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８９８号
大阪府茨木市春日１丁目１番28号
債務者　大井さつき
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８９９号
大阪市都島区都島南通１丁目３番11号　第２下前マンション303号
債務者　光井　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９００号
大阪府豊中市桜の町１丁目３番21―202号
債務者　市川　文男
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９０４号
大阪市天王寺区生玉寺町１番32号　グレイス生玉寺７Ａ
債務者　濵野　節子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９０６号
大阪府東大阪市友井５丁目３番６―608号
債務者　本部　　実
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９０８号
大阪府摂津市正雀４丁目８番７号
債務者　山倉　幸代
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２号
栃木県足利市堀込町1001番地15
債務者　平井　　親
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部